令和７年度

「協議の場」

屋部地区：令和７年11月11日（火）

地域計画変更までのスケジュール

名護市（R7）　　**11月**　　**3月31日まで**

当初	地域計画の実行	整理・検証	協議の場		計画（変更）
P（作成）	D（実行）	C（行動の評価）	A（課題の改善）		P（作成）
地域計画を策定	**地域計画の取組を実行** （市町村、協議の場事務局等） 【取組方針の例】 ● 農地バンク活用に向けた賃料の調整（統一化等） ● 新規就農受入エリアへ新規就農者を招致（募集・面接等） ● 基盤整備の導入に向け関係機関と調整 地域では、まず年度当初に毎年度の取組方針を定めて取組をスタートしましょう。 県、JA、土地改良区などの関係機関と連携することが重要です。 **目標地図ブラッシュアップ** （農業委員会） 農業委員会は、意向が未確認である者や調整がつかない農地についての意向把握を続け、農地の集積・集約化に向けて、団地化の調整をしましょう	**取組の進捗整理** （市町村、協議の場事務局等） 【進捗整理の例】 ● 所有者不明地や調整がつかない農地のリストアップ ● 新規就農者の受入状況及びニーズの整理 ● 基盤整備の対象区域や対象者のリストアップ ● 維持が困難な農地や転用案件のリストアップ	**課題を共有・変更内容の協議** （市町村、協議の場事務局等） 【取組見直しの例】 ● 所有者不明農地制度の活用 ● 新規就農者のサポート体制を整備する事業導入を目指す ● 基盤整備事業導入に向けた推進体制を構築 ● 農外利用による区域の変更 **目標地図の変更素案** （農業委員会） サポートシステム等を活用して、目標地図の完成度を高めましょう	変更内容を取りまとめ・公表	地域計画の変更案を作成 変更案の説明会の実施・関係者への意見聴取 地域計画の変更案の公告 軽微な変更の場合不要	地域計画（変更）の公告

本日のテーマ

「今後地域農業をどうしていきたいか」

＊大テーマであり、今後も継続して
話し合いが必要になる

本日の作業

1. 地域の課題(以下を中心に)について共通認識を持つ

- ▶後継者不足
- ▶農業用水や農道等の整備
- ▶遊休地(違反)解消

2. 目標地図の作成

- ▶地域計画エリアの検討
- ▶新たな農地の貸し借り
- ▶今後使いたい農地

「地域計画」の「協議の場」のメリットは？？①

じゃあ色づけしたら、どうなる??

- ! その農地を耕作する人がいなくなった場合、耕作者の第一候補となる
- ! 目標地図を通して所有者に意向を知ってもらえる機会がある

「協議の場」目標地図への位置付けについて

地図に色づけしたとしても…

⚠ **権利設定を確定・確約するものではない。**（あくまで「目標」）

⚠ **所有者の意向もある**
（所有者が借りる人・買う人を特定することがある）

「地域計画」の「協議の場」のメリットは？？②

様々な事業の要件に
**「地域計画に
位置付けられていること」**
が入っている
（詳細は事業ごとに異なる）

農業政策課からの事業のお知らせ

名護市遊休農地対策補助金	
条件	・農地が地域計画エリア内 ・受け手が地域計画に位置付けられた者（今後確実に位置づけられる者） ・促進計画で10年間以上の貸し借りをする ・他の交付金を受けていない
補助	1年間の賃料（名護市の平均賃料9.08円／㎡）

地図を見ながら
話し合いをはじめてください

本日のまとめ①

地域計画プランの統合

安和　山入端

以上の２プランを統合

▼

安和・山入端

本日のまとめ②

1. **地域計画エリア**
   (地域計画エリア内・外)

2. **目標地図への位置付け**

本日の話し合いの結果をもとにしていいでしょうか？

今後の流れ

すべてHPでご案内予定

1．「協議の場」のとりまとめ・公表

2．地域計画案公告

関係機関への意見聴取
公告縦覧

3．地域計画公告

地域計画は、「協議の場」＋関係機関の意見を踏まえて変更されます

名護市の
「地域計画」の方針

地域計画変更方法

1．基本的な開催

地域での話し合い

2．簡易な開催

書面、HPなど

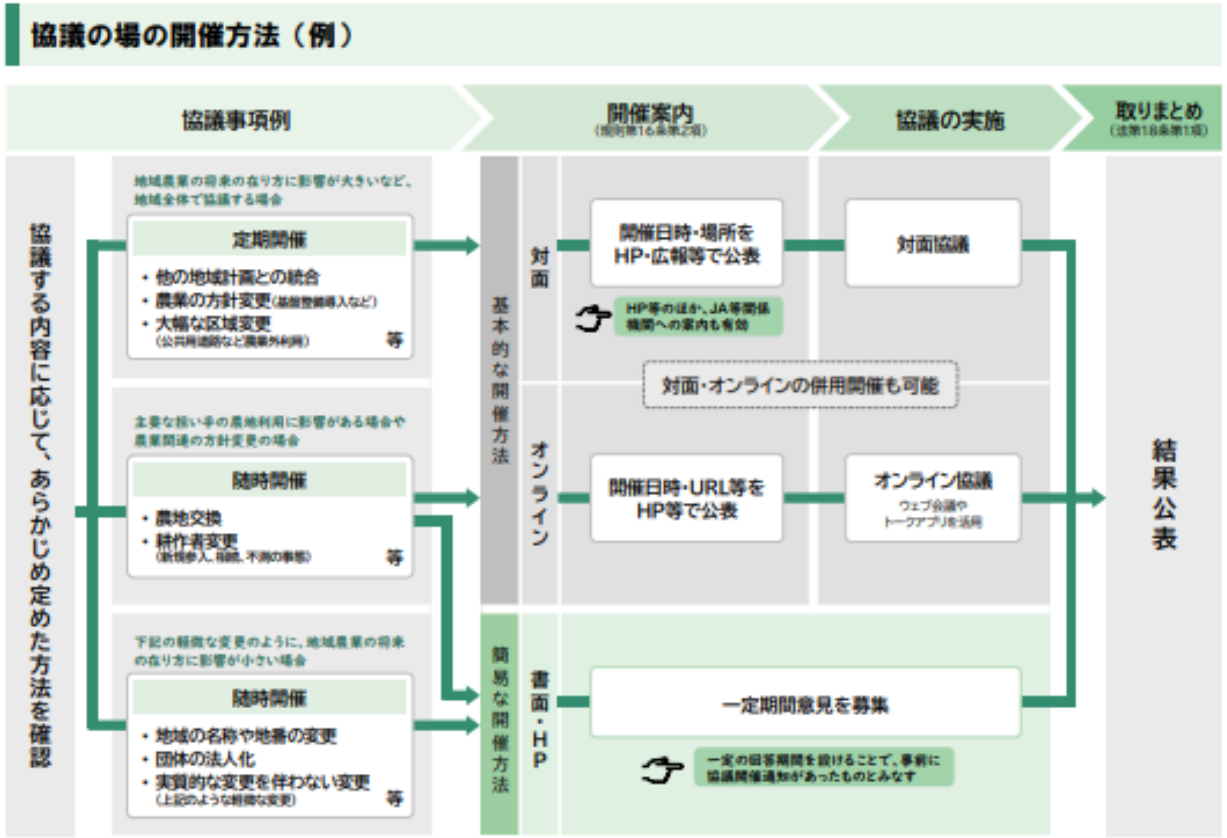

地域計画は地域が考えていくもの！

- 一律で年に一回、基本的な開催（話し合い）をするのは今年度まで
- 地域から声が上がれば、都度開催は可能
（ただし、協議の内容は地域で考える）
- R8年度以降は特に何もなければ簡易な方法で変更していく

本日はありがとうございました！！